

知らない間に消防法違反に!?

～生駒市消防本部からのお知らせ～

事業主のみなさまへ

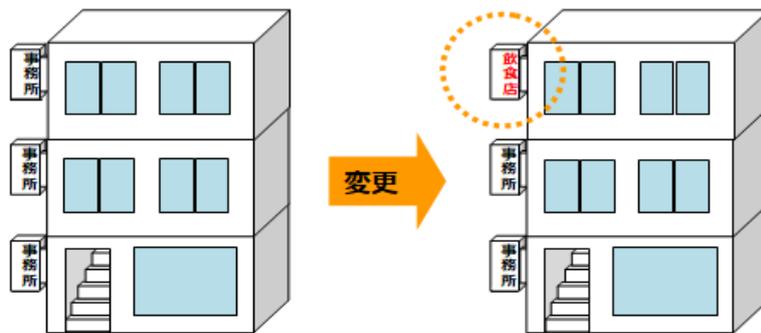
このような場合は、消防署に相談してください。



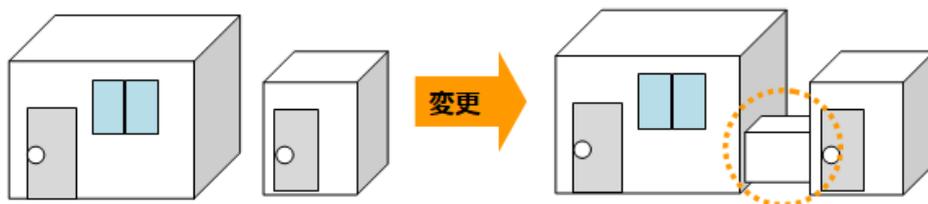
- 1 建物を増築・改築したい。
- 2 新たにテナントが入店する。
- 3 建物の使用用途を変更したい。
- 4 建物の間仕切りを変更したい。
- 5 建物と建物を接続したい。・・・など

▽ 消防法違反の例

●屋内階段が1つの建物の地下または3階以上の階に多くの方が利用する飲食店や物品販売店が入居すれば、面積に関係なく自動火災報知設備が必要になる場合があります。



●2つある棟を渡り廊下や庇などで接続した場合、棟の延べ床面積が増え、自動火災報知設備や屋内消火栓設備が必要になる場合があります。



※上記の例以外においても、使用する用途の変更や、増改築により新たに消防用設備等が必要になったり、防火管理者の選任が必要になったりするなど、重大な違反が発生する場合がありますので御注意ください。(詳しくは、近くの消防署へ御相談ください。)

▽ 消防法に違反した場合

●違反建物を公表

消防本部のホームページに建物の違反情報を掲載し、建物の危険性を利用者にお知らせする場合があります。

●行政処分の対象

消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。命令を受けると建物の利用者に危険を知らせる標識が出入口に設置されます。

生駒市消防本部予防課・消防署本署:0743-73-0119・南分署:0743-76-0119・北分署:0743-79-0119

生駒消防HP <https://www.city.ikoma.lg.jp/category/15-0-0-0-0.html>